

朝倉市公共施設等総合管理計画（令和4年3月改訂）概要版

計画の目的

- 本計画は、本市が保有する資産のうち、公共建築物及びインフラ系の公共施設について、その現状や課題などを踏まえ適正な管理を推進することにより、将来のまちづくりを持続可能なものとするための適切な資産改革と資産経営のもとで、公共施設の建替えや長寿命化、老朽化対策、耐震改修などを実行するにあたっての基本的な考え方や取組の方向性を示すことを目的としており、2016年（平成28年）7月に策定しました。

改訂にあたって

- 国は、これまで、2016年度（平成28年度）までに総合管理計画の作成を自治体に要請してきました。その後も、国のインフラ長寿命化計画が見直されることや、自治体の個別施設長寿命化計画が作成されることを踏まえ、2021年度（令和3年度）までに自治体の総合管理計画を改訂するように要請してきました。
- 本市においても、既に策定している道路や橋梁の長寿命化修繕計画、公園施設や公営住宅等の長寿命化計画に加え、2020年度（令和2年度）に策定した公共施設の個別施設計画を反映した改訂を2022年（令和4年）3月に行うものです。

主な改訂内容

①基本的事項

- A. 計画改訂年度 B. 計画期間 C. 施設保有量
D. 現状や課題に関する基本認識 E. 過去に行った対策の実績
F. 施設保有量の推移 G. 有形固定資産減価償却率の推移

②維持管理・更新等に係る経費

- A. 現在の維持管理経費
B. 施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み
C. 長寿命化対策を反映した場合の見込み D. 対策の効果額

③公共施設等の管理に関する基本的な考え方

- A. 公共施設等の管理（維持管理・更新、ユニバーサルデザイン化等）に係る方針
B. 全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進等に係る方針

計画期間

①計画期間（10年間）

2022年度（令和4年度）～2031年度（令和13年度）

②施設更新費用の推計（40年間）

2021年度（令和3年度）～2060年度（令和42年度）

市の現状

（1）人口の推移

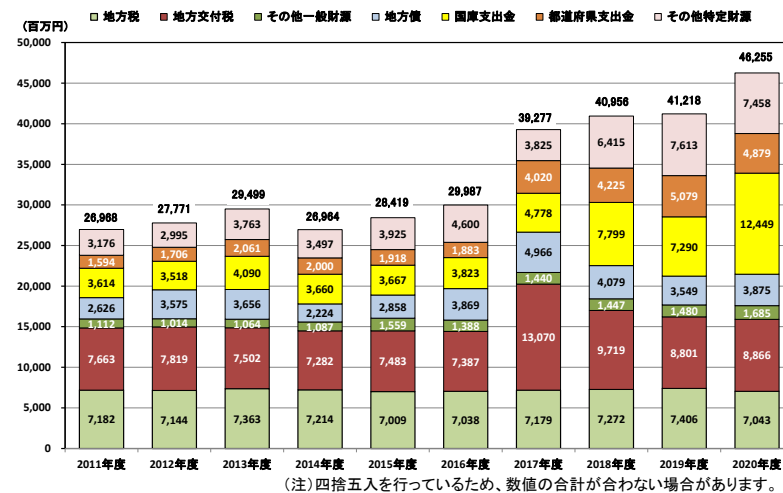
本市の将来人口を展望すると、
2030年（令和12年）には、約42,000人～42,300人、その後人口減少は緩やかになりながらも継続し、2060年（令和42年）には、約28,300人～29,800人になると推計されています。

				実績値		推 計 値								
				2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
社入研推計準拠 2018年(平成30年)推計				56,353	52,444	48,659	44,888	41,150	37,411	33,658	30,016	26,661	23,584	20,716
ケース1 出生率2030-1.86 2040-2.07		人口移動 2045均衡	48,660			45,324	42,349	39,608	37,045	34,857	32,911	31,231	29,757	
ケース2 出生率2035-1.86 2045-2.07			48,622			45,221	42,159	39,337	36,690	34,476	32,494	30,766	29,240	
ケース3 出生率2040-1.86			48,600			45,160	42,045	39,158	36,432	34,059	31,913	30,014	28,297	

（2）財政状況

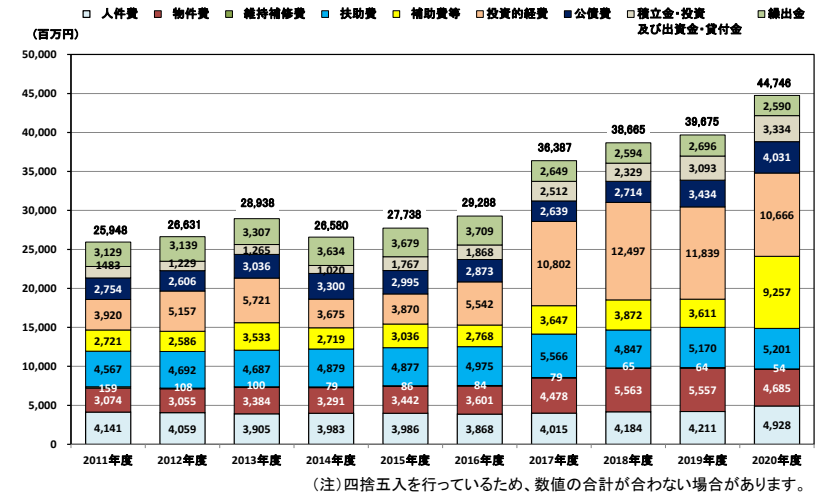
①歳入

歳入総額は2011年度（平成23年度）から2016年度（平成28年度）までは約300億円弱で推移していましたが、2017年度（平成29年度）は地方交付税が増加し約390億円、2020年度（令和2年度）は新型コロナウイルス感染症拡大の対応として、国庫支出金が増加し約460億円となりました。



②歳出

歳出総額は2011年度（平成23年度）から2016年度（平成28年度）までは約300億円弱で推移していましたが、豪雨災害や新型コロナウイルス感染症対策の影響で2020年度（令和2年度）には約450億円となりました。



（3）公共施設等の現状

①施設（建物）の保有状況（2020年（令和2年）3月末固定資産台帳調査時点）
施設数＝662施設 総延床面積＝274,106㎡
市民一人当たり延床面積＝5.22㎡

②築年別整備状況

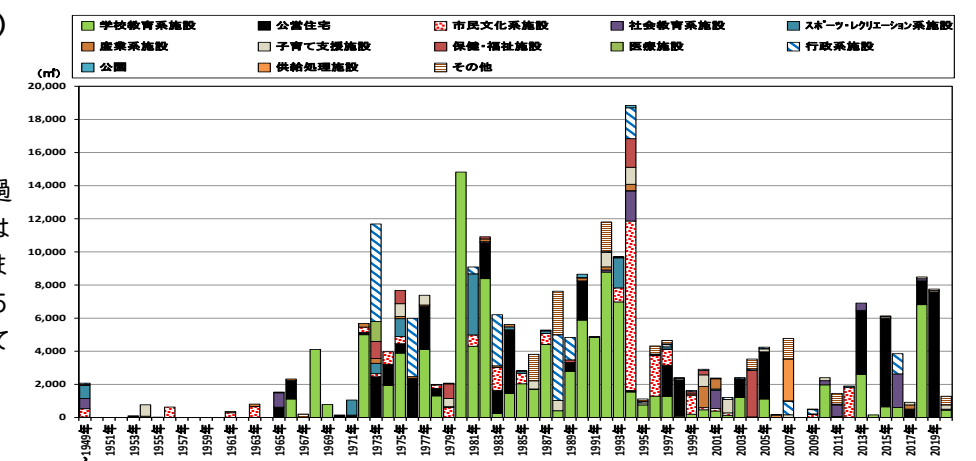
公共共施設（上下水道施設を除く）において、建築後すでに40年を経過している施設は28.9%（総延床面積76,227㎡）、30年以上40年未満の施設は24.6%（同64,850㎡）となり、全体の53.5%（同141,077㎡）となっています。また、耐震基準においては、旧耐震基準である1981年（昭和56年）5月以前に建築された施設は全体の29.3%（総延床面積77,370㎡）となっています。

③インフラ資産の現状

・道路

1級（幹線）市道＝（実延長）99,724m（面積）745,815㎡
2級（幹線）市道＝（実延長）106,480m（面積）661,416㎡
その他の市道＝（実延長）735,060m（面積）3,191,086㎡

■築年別整備総延床面積■



・橋りょう＝（実延長）6,850m（面積）34,239㎡
・上水道 管路＝（実延長）222,600m
・下水道 管路＝（実延長）235,421m

公共施設等の管理に関する基本的な考え方

- これまでの対症療法的な維持管理(事後保全)から、計画的な維持管理(予防保全)へ転換し、施設の劣化が進行する前に、計画的な維持管理(予防保全)を実施していくことで、施設の長寿命化を図り、施設のライフサイクルコストを縮減します。

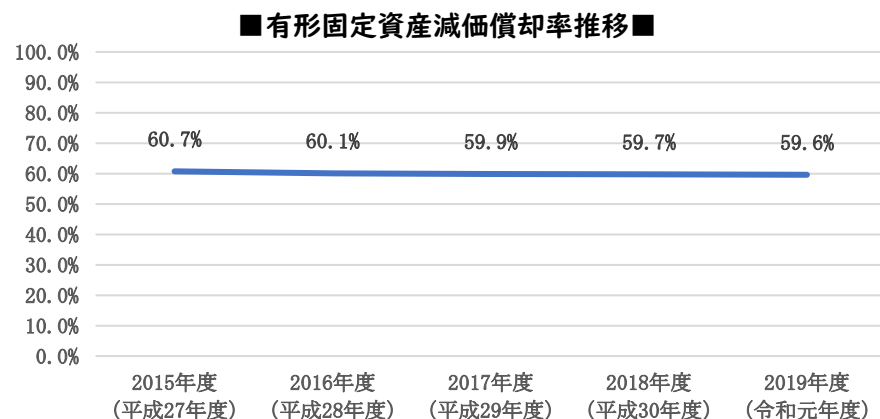
過去に行った対策

- 2015年度(平成27年度)から2019年度(令和元年度)までの各種施策等によるものや、災害復旧事業による影響もあり、施設類型ごとの総延床面積は2,225㎡(約1%程度)減少しています。
- 主なものとして、秋月博物館及び災害公営住宅等の新設や旧朝倉農業高等学校の解体があります。

公共施設(建築物)の有形固定資産減価償却率の推移

● 有形固定資産減価償却率(資産老朽化比率)

有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができます。



施設類型ごとの基本方針

- 公共施設等の管理に関する基本的な考え方を踏まえ、下記に示す施設類型ごとに管理に関する基本的な方針を定めます。

■公共施設

- | | |
|------------------|----------------------------|
| 1. 庁舎 | 7. 医療・保健・福祉・子育て支援施設 |
| 2. 消防施設・その他行政施設 | 8. 農林業関係施設 |
| 3. 小・中学校等 | 9. 公営住宅 |
| 4. その他教育施設 | 10. 汚泥再生処理施設・し尿中継所(供給処理施設) |
| 5. 総合市民センター等 | 11. その他施設(その他) |
| 6. スポーツ施設・公園内構造物 | |

■インフラ資産

- | | |
|------------|------------|
| 1. 道路、橋りょう | 2. 上水道、下水道 |
|------------|------------|

公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

- 2021年度(令和3年度)を起点に10年間の経費を算出すると、単純更新で約654億円、(年間約65.4億円)、長寿命化を行った場合、約281億円(年間28.1億円)程度の経費が見込まれます。

今後10年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

		維持管理・修繕(①)※	改修(②)※	更新等(③)※	合計(④) (①+②+③)	耐用年数経過時に 単純更新した場合 (⑤)	長寿命化対策の 効果額(④-⑤)	現在要している経費 (過去5年平均)
普通会計	建築物(a)※	7,386,020	11,880,910	3,409,563	22,676,493	40,390,106	-17,713,613	738,602
	インフラ施設(b)※	2,404,230		869,627	3,273,857	16,851,250	-13,577,393	240,423
	計(a+b)	9,790,250	11,880,910	4,279,190	25,950,351	57,241,356	-31,291,005	979,025
公営事業会計	インフラ施設(c)	372,700		1,756,733	2,129,433	8,187,307	-6,057,874	37,270
建築物計(a)		7,386,020	11,880,910	3,409,563	22,676,493	40,390,106	-17,713,613	738,602
インフラ施設計(b+c)		2,776,930		2,626,360	5,403,290	25,038,557	-19,635,267	277,693
合計(a+b+c)		10,162,950	11,880,910	6,035,923	28,079,784	65,428,663	-37,348,879	1,016,295

(注)四捨五入を行っているため、数値の合計が含まない場合があります。

適正管理の基本方針

1. 点検・診断の実施方針

公共施設等の点検・診断については、法定点検の結果や施設管理者による劣化診断等を適宜実施することにより各施設の現状把握を行うとともに、施設所管課職員に対する研修の実施や点検マニュアルの作成等により日常的な点検体制を構築していきます。各施設については、清掃・パトロール等の日常管理と定期的な点検を実施するとともに、施設に応じた技術基準等に準拠しつつ適正に点検・診断等を実施します。

2. 維持管理・修繕・更新等の実施方針

公共施設等の維持管理・修繕・更新等においては、膨大な費用が前提となるため、点検・診断結果等を踏まえて事業の優先順位を定め、予算の平準化を図ります。施設の更新にあたっては、PPP、PFIといった民間活力の導入を検討するとともに、広域行政による設置や相互利用を検討します。

3. 安全確保の実施方針

公共施設の安全確保は施設管理者に求められる基本事項であることから、建築基準法の定期点検などの各種法令に基づく点検等を適正に実施するとともに、施設管理者による自主点検、劣化診断等を適宜実施することなどにより、公共施設の安全確保に努めます。

4. 耐震化の実施方針

公共施設については、「朝倉市耐震改修促進計画」において定められた耐震化目標に基づき、計画的に耐震診断及び耐震改修を実施していくこととします。

5. 長寿命化の実施方針

公共施設の適切な点検・診断を実施するとともに、計画的な維持保全を実施することにより長寿命化を推進し、長期にわたる安心・安全なサービス提供に努め、財政負担の軽減と負担の平準化を目指します。

また、新たに施設を建設する際には、長期間利用できる仕様について設計段階から検討します。

6. 統廃合や廃止の実施方針

人口減少時代を迎える中で、健全財政の推進を前提に、人口規模にあった公共施設等の廃止や統廃合を検討していく必要があります。

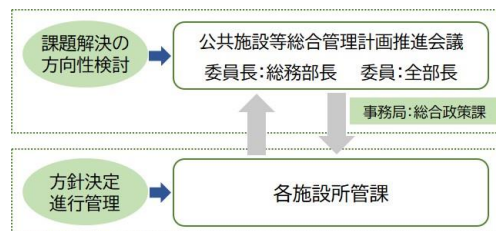
一方で、公共施設には、災害時の避難所・避難路等、効率性だけで判断できない公益性があるとともに、公共施設を利用している市民においては、サービスの維持・向上は不可欠です。こうした点を総合的に勘案した上で、統廃合や廃止については、機能集約・複合化を進め、跡地については売却を含めた有効活用等を検討します。

7. ユニバーサルデザイン化の実施方針

誰もが安全で安心な生活を送るためには、社会環境において、バリアフリーやユニバーサルデザインによるハード面の整備は欠かせません。したがって、公共施設の整備にあたっては、国の「ユニバーサルデザイン2020行動計画(平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)」に基づき、誰もが利用しやすい施設整備を推進します。

8. 取組体制

本計画に基づく取組を、全庁的な整合性を持って着実に推進するため、下図の推進体制のもとで適正管理を推進します。



■計画の進行管理の流れ(PDCAサイクル)

